

地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程

平成26年4月1日規程第104号

平成27年3月27日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、地域手当、賞与及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)が役員を兼ねる場合は、役員としての報酬を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程の規定の例による。

(常勤役員の給料月額)

第4条 常勤の役員の給料月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 810,000円
- (2) 副理事長 729,000円

(地域手当)

第5条 地域手当の月額は、給料月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第7条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。基準日前1月以内に、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 賞与の額は、第4項に定める賞与基礎額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の210を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第40条に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委

員会が行う業績評価の結果（以下「業績評価の結果」という。）及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による賞与の額の100分の20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第2項の賞与基礎額は、それぞれの基準日（基準日前1月以内に、退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、その者の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

（非常勤役員手当）

第8条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

（退職手当）

第9条 退職手当は支給しない。ただし、常勤の役員が職員給与規程の適用を受ける職員を兼ねる場合は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員退職手当規程により退職手当を支給する。

（旅費）

第10条 役員が職務のために旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行の日から、平成27年5月13日までの間（以下「特例期間」という。）、常勤の役員の給料月額は、第4条各号の規定にかかわらず、同号の額からその100分の8に相当する額を減じた額とする。ただし、手当額の算出の基礎となる給料の月額は同号に定める額とする。

3 特例期間に係る、常勤の役員の賞与の額は、第7条各項の規定にかかわらず、同項の規定により算出して得た額からその100分の8に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人役員報酬規程（以下「平成 27 年 3 月改正後役員報酬規程」という。）第 7 条第 2 項の規定は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 平成 27 年 3 月改正後役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、平成 27 年 3 月改正後役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 附則に定めるものほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日）

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。